

○高知県屋外広告物条例による区域及び市町村の指定

平成 8 年 7 月 19 日 告示第 495 号

改正

平成10年 3 月 31 日 告示第 187 号

平成14年 5 月 31 日 告示第 301 号

平成16年12月10日 告示第 716 号

平成17年 4 月 12 日 告示第 352 号

平成18年 3 月 10 日 告示第 175 号

平成21年 3 月 27 日 告示第 266 号

平成23年 3 月 25 日 告示第 172 号

平成25年 3 月 15 日 告示第 141 号

令和 7 年 3 月 14 日 告示第 148 号

高知県屋外広告物条例（平成 8 年高知県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 3 条第 12 号、第 13 号、第 16 号及び第 22 号に掲げる区域並びに条例第 5 条第 1 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる市町村又は区域として次のとおり指定し、平成 8 年 9 月 10 日から施行し、昭和 51 年 10 月高知県告示第 518 号（屋外広告物条例による区域及び地域の指定）は、平成 8 年 9 月 9 日限り廃止する。

1 条例第 3 条各号に掲げる区域（禁止地域等）

該当の号	区域
第12号 第13号	県道安芸物部及び当該道路から側方へ100メートル以内の区域で、国道55号との交差点から200メートルの地点から県道高台寺川北との交差点までの区間
第13号	四国横断自動車道から側方へ100メートル以内の区域（当該道路の管理者の許可を受けて店舗が設置されている休憩所のある区域を除く。）で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
第13号	都市施設として定められた道路のうち、浦戸東部道路の予定地及び当該

第22号	予定地から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	中村宿毛道路の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから宿毛インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、窪川佐賀線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線の予定地及び当該道路（予定地を含む。）から側方へ100メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区域（展望可能なものに限る。）
第16号	四万十川の河川区域（四万十市の右岸側の都市計画区域内の用途地域より下流部分及び左岸側の都市計画区域内の用途地域より下流部分を除く。）から500メートル（都市計画区域内にあつては、200メートル）以内の区域。ただし、次に掲げる区域を除く。 1 都市計画区域内の近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 2 右岸側の高岡郡津野町船戸字牛王原4300番2地先から字苅谷野3001番2地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域 左岸側の高岡郡津野町船戸字川崎1530番2地先から字オキゴヤシ1837番3地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域 3 右岸側の高岡郡津野町船戸字下モ平3091番2地先から字小日ノ浦3150番3地先までの区間及び左岸側の同字下モ地1438番2地先から1411番1地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域 4 左岸側の高岡郡中土佐町大野見萩中字西屋敷3番地先から寺野174番地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域 5 右岸側の高岡郡中土佐町大野見奈路425番地先から621番地先までの区間の河川区域端から側方へ300メートル以内の区域 左岸側の高岡郡中土佐町大野見吉野字吉野山14番3地先から字カヂヤシキ841番地先までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域

	6	右岸側の高岡郡四万十町米奥字シロハナ74番1地先（四万十川沈下橋西詰め）から字沖代711番地先（四万十川と川奥川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
	7	左岸側の高岡郡四万十町七里甲字桶ノ元222番2地先（県道作屋影野停車場の松葉川橋東詰め）から字古城ノ東896番地先（四万十川と勝賀野川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
	8	左岸側の高岡郡四万十町新開町1460番1地先から297番2地先（四万十川と吉見川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
	9	右岸側の高岡郡四万十町南川口字宮ノワキ559番1地先から字クホタ41番地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
	10	右岸側の幡多郡四万十町大正北ノ川字クボフン395番2地先から字シモ谷ヤシキ160番地先（四万十川沈下橋東詰め）までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
	11	右岸側の幡多郡四万十町大正字奥田22番1地先から字椎山1312番地先（四万十川と檮原川との合流地点）までの区間の河川区域端から側方へ500メートル以内の区域
	12	右岸側の幡多郡四万十町昭和字四手崎山1133番49地先から字タキヤマ749番2地先までの区間の河川区域端から側方へ300メートル以内の区域
	13	右岸側の幡多郡四万十町十川字ハキ高958番1地先から十和川口字ツツミドウ375番2地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル以内の区域
	14	右岸側の四万十市西土佐江川崎字カシツケ138番2地先から字松木ノ本2760番地先までの区間の河川区域端から側方へ200メートル（広見川の河川区域端から側方へ100メートル以内の区域にあっては、河川区域端から500メートル）以内の区域
	第22号	安芸郡北川村柏木140番の中岡慎太郎館の周囲200メートル以内の区域
		安芸郡田野町中川原の23士公園の周囲200メートル以内の区域（国道55号から側方へ30メートル以内の区域及び当該区域より南側の区域を除く。）

安芸市が策定した安芸市街なみ環境整備促進区域（安芸市僧津字シケ丸262番1から262番3まで、263番2、263番3、263番5、263番6、264番1、264番3、264番4、264番7、264番10、266番1、266番3から266番7まで、267番イ、267番ロ、268番、269番2及び274番2並びに字ゴウロ256番2、258番1、258番3、258番4、260番1、260番3、260番4、261番及び261番2並びに土居字北木戸、字城ノ淵、字東木戸、字土居跡、字上東町、字北町、字上西戸、字西木戸、字西町、字東町、字南町、字子キ田、字上藤崎、字中藤崎、字藤崎、字東弘畑、字西弘畑、字ナガヤ、字宝当寺、字イナバ、字西ホリ、字上中村、字西ノ内、字東高園、字西高園、字ゴフロ901番2、902番4、903番3、904番1、904番2、905番1、905番2、906番、907番、909番1、909番3、909番4、910番1、910番3、910番4、911番1及び911番3から911番5まで、字表桐ヶ内871番、字裏桐ヶ内764番、765番イ、765番ロ、766番1、766番2、766番4、766番5、766番9から766番11まで、766番14から766番18まで及び766番20、字ヲドリト（753番から755番までを除く。）、字シガヤシキ（522番、528番及び529番を除く。）、字裏コヲエン517番、字東高園ノ前（562番1、562番2及び563番を除く。）、字溝ノ辺（1190番から1198番まで、1199番1、1199番2、1200番、1201番、1202番1から1202番4まで、1203番1から1203番3まで、1204番、1205番1及び1205番2を除く。）、字東ホリ（1332番1、1333番から1335番まで、1336番1、1336番2、1337番、1338番、1339番1、1339番2、1340番1、1340番2、1341番1から1341番3まで、1343番、1344番、1403番イ及び1403番ロを除く。）、字下中村1451番1から1451番3まで、1452番、1453番1から1453番11まで、1454番1から1454番4まで、1455番1、1455番ロ、1463番、1464番1から1464番9まで、1465・1466番、1466番2から1466番6まで、1468番、1469番、1470番1、1470番2、1478番1から1478番13まで、1479番2、1479番4及び1479番5、字ライゲ（428番1、428番2、429番1から429番3まで、430番1、430番2、431番1、431番2、432番及び433番を除く。）並びに字ムイダ461番、462番1から462番5まで、463番1及び463番2）

備考 この表にいう道路は、道路交通の用に供される路面の区域（停車可能な区域を含む。）とし、法(のり)面等を含まないものとする。２の表において同じ。

２ 条例第５条各号に掲げる市町村又は区域（許可地域等）

該当の号	市町村又は区域		
第１号	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香美市、いの町		
第６号	国道	32号	全線
		33号	
		55号	
		56号	
		194号	
		195号	
		197号	
		321号	
		381号	
		439号	四万十市内及び本山町内
		441号	四万十市内（西土佐黒尊、西土佐奥屋内、西土佐玖木、西土佐口屋内、西土佐中半、西土佐岩間、西土佐茅生、西土佐藤ノ川、西土佐橘、西土佐津野川、西土佐津賀、西土佐藪ケ市、西土佐須崎、西土佐大宮、西土佐下家地、西土佐中家地、西土佐江川崎、西土佐西ケ方、西土佐用井、西土佐長生、西土佐半家、西土佐江川を除く。）
		494号	須崎市内及び佐川町内
	県道	春野赤岡	全線
		龍河洞公園	
		須崎仁ノ	

	高知南環状	
	横浪公園	
	宿毛津島	宿毛市内
	窪川船戸	四万十町の都市計画区域内
	中土佐佐賀	中土佐町及び黒潮町の都市計画区域内
	香北赤岡	香南市内（香我美町岸本、香我美町徳王子、香我美町下分、香我美町上分、香我美町福万、香我美町山北、香我美町口西川、香我美町中西川、香我美町下西川、香我美町中山川、香我美町末延、香我美町末清、香我美町正延、香我美町別役、香我美町奥西川、香我美町撫川、香我美町舞川、香我美町を除く。）
	土佐山田野市	香南市内
	遠崎野市	国道55号との交差点から県道南国野市との接点までの区間
	南国野市	香南市内
第 7 号	四国横断自動車道から側方へ500メートル以内の区域で、愛媛県境から須崎東インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）	
	都市施設として定められた道路のうち、須崎中央線・中土佐窪川線から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）	
	中村宿毛道路から側方へ500メートル以内の区域で、四万十インターチェンジから平田インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）	
	阿南安芸自動車道のうち、北川奈半利道路から側方へ500メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）	
	都市施設として定められた道路のうち、南国安芸線（予定地を含む。）から側方へ500メートル以内の区域で、高知龍馬空港インターチェンジから芸西西インターチェンジまでの区間（展望可能なものに限る。）	
	条例第 5 条第 6 号の規定により指定した道路から側方へ100メートル以内	

	の区域（展望可能なものに限る。）
第 8 号	四国旅客鉄道株式会社及び土佐くろしお鉄道株式会社の路線から側方へ 100メートル以内の区域（展望可能なものに限る。）

前 文（抄）（平成10年 3 月31日告示第187号）

平成10年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成18年 3 月10日告示第175号）

平成18年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成21年 3 月27日告示第266号）

平成21年 4 月 1 日から施行する。

前 文（抄）（平成23年 3 月25日告示第172号）

平成23年 4 月 1 日から施行する。